市町村議会で議決した意見書等（令和２年６月）

令和2年6月15日現在

№.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	洋　野　町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の１復元をはかるための、2021年度政府予算拡充を求める意見書	R2.6.9	1
2	洋　野　町	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書	R2.6.9	2
3	雫　石　町	義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	R2.6.12	3
4	雫　石　町	教職員定数改善に係る意見書	R2.6.12	4

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】令和２年６月９日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣 財務大臣　文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2021年度政府予算拡充を求める意見書 新型コロナウイルス感染症対策として３月には全国で一斉臨時休業が行われ、４月以降も休業延長や再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けている。 また、学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠である。 義務教育費国庫負担制度については、2006年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられており、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。 よって、国会及び政府においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。 記 １．計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】令和２年６月９日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 文部科学大臣　厚生労働大臣　農林水産大臣　経済産業大臣 【件　　　名】新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書 新型コロナウイルスによる感染症については世界保健機関が「パンデミック」と表明するなど、世界的に拡大している。政府においては４月７日に緊急事態宣言を発出し、国民に自粛と休業を要請した。国と地方公共団体が一体となって感染症拡大防止対策が取り組まれ、５月25日緊急事態宣言が解除されることになった。 しかし、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではないことから、さらなる感染症対策と落ち込んだ経済の立て直しが急務となっている。 よって、国においては、新型コロナウイルス感染症対策の補正予算を早急に編成し、経済及び雇用を回復させ、医療及び国民生活を守るため、次の対策を講じるよう強く要望する。 記 １．新型コロナウイルスの感染症による現下の厳しい状況に鑑み、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の大幅な増額など財政支援を講ずること。 ２．新型コロナウイルス感染症による自粛・休業のため、売り上げが減少している事業者、特に甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業など事業者への抜本的な経済支援策を講ずること。また、雇用調整助成金、持続化給付金等各種経済支援のさらなる充実を図ること。 ３．ＰＣＲ検査の受検機会を拡大するため、随時検査基準や目安の見直しを行うとともに、都道府県における検査体制の整備について支援すること。特効薬やワクチンの早期実現に向け国を挙げて新薬の開発に取り組むこと。 ４．学校の臨時休業により自治体間や児童生徒間で学習機会の格差が生じないよう、ＩＣＴ等を活用した学習等が可能な環境の整備を早急に進めること。 ５．医療従事者やその家族の安全の確保に十分配慮するとともに、感染者やその家族、医療機関等が不当に差別的な扱いを受けることのないよう、関係機関と連携し対応を強化すること。 ６．今後発生する可能性のある災害を想定し、避難所の開設に際し、自治体が必要な感染防止対策が講じられるよう財政措置を講ずること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】令和２年６月 12 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 義務教育費国庫負担制度は、平成 18 年度から国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
雫　石　町	【議決年月日】令和２年６月 12 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善に係る意見書 新型コロナウイルス感染症対策として３月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、４月以降も、再開する学校、休業延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの補償や心のケア、感染症対策など教職員が不断の努力を続けています。 学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １．計画的な教職員定数改善を推進すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。